

疑問相談

法人税

上場子会社の合併後の株式継続保有要件

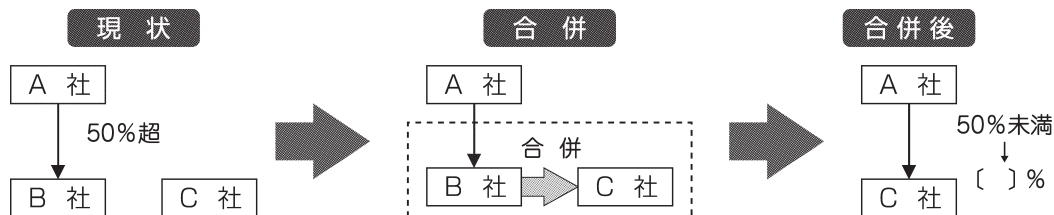
Q

当社（A社）は日本で上場しており、上場子会社（B社）の株式の50%超を有しています。今般、B社の事業再構築にあたり、B社と同業で、より規模の大きい他の上場会社（C社）に吸収合併させることを検討しています。当社及びB社は、C社との間に資本関係はありません。

当該合併後の合併法人C社に対する当社の持株割合は50%未満に低下することが見込まれるため、当社の戦略上、当該合併により交付を受けたC社株式を売却し、持株比率を一定程度下げることになると見込んでいます。

当該合併は共同で事業を行うための合併の適格要件のうち株式継続保有要件を満たすことが可能でしょうか。

なお、当社、B社、C社はすべて内国法人です。



A

貴社は、合併の直前に被合併法人（B社）の支配株主であることから、当該合併により交付を受けた対価株式（C社株式）について株式継続保有要件が課されます。

貴社が、交付を受けたC社株式を売却する見込みがある場合には、株式継続保有要件を満たさないことになります。その結果、当該合併は非適格合併となります。

非適格合併となる場合には、被合併法人の個人株主に対するみなし配当課税問

題が生じることになるため、このまま合併を進めることはお薦めできません。

代替案として、C社とB社との間で株式交換+合併によることも一案と考えます。この場合には個人株主に対するみなし配当課税問題を回避することが可能です。

【解説】

1 株式継続保有要件の規定

共同で事業を行うための合併の適格要件のうち、株式継続保有要件は以下のとおり規定されています（無対価合併の場合を省

略しています)。

(1) 規定

合併により交付される当該合併に係る合併法人又は合併親法人のうちいずれか一方の法人の株式(*1)であって支配株主(*2)に交付されるもの(以下「対価株式」といいます。)の全部が支配株主(*3)により継続して保有されることが見込まれていること(*4)(法令4の3④五)。

(*1) 議決権のないものを除きます。

(*2) 当該合併の直前に当該合併に係る被合併法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの(当該合併に係る合併法人を除きます。)をいいます。

(*3) 当該合併後に行われる適格合併により当該対価株式が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含みます。

(*4) 当該合併後に当該いずれか一方の法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該合併の時から当該適格合併の直前の時まで当該対価株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていること。

(2) 要旨等

株式継続保有要件は、平成29年度税制改正により改正されたものであり、以下のとおり整理されます。

① 組織再編成の直前に被合併法人等に支配株主がいる場合：

支配株主が交付を受ける株式等の継続保有が必要

(支配株主間で対価株式の移転があった場合にも移転を受けた支配株主において継続保有が見込まれていれば、要件を満たします。)

② 支配株主がいない場合：

新株の保有要件なし

2 趣旨等

(1) 株式継続保有要件の要否のメルクマール

適格組織再編成のメルクマールである「移転資産に対する支配の継続」により、整理されることが考えられます。この場合において、上場会社等のように支配株主のいない法人の支配は、その法人自身であるとされるため、支配株主のいない法人については、被合併法人等の株主に交付された「対価株式」の継続保有は不要とされます。

ちなみに、平成29年度税制改正前は、「被合併法人の株主等の数が50人以上」の場合には株式継続保有が不要とされてきました。これは、有価証券届出書提出義務(50名以上の募集・売出しで、発行・売出価額の総額が1億円以上)のある上場会社等の場合の市場売却が想定されていたからであると思われます。

(2) 支配株主がいる場合の株式継続保有要件

「移転資産に対する支配の継続」の観点から、組織再編成の直前に被合併法人等に支配株主がいる場合には、組織再編成後に支配株主がいない法人となった場合においても、当該支配株主は対価株式の全部について株式継続保有要件が課されることとなります。

仮に、交付を受けた対価株式の売却見込みがある場合には、株式継続保有要件に抵触し、税制非適格の組織再編成となります。非適格合併や非適格分割型分割の場合には、個人株主に対するみなし配当の問題が生じ得る点、留意を要します。

(3) 支配株主の定義

他の者と被合併法人等との間に当該他の者による支配関係(法法22の七の

五)があるものされているため、被合併法人等の発行済株式(自己株式を除きます。)の総数の50%超を直接又は間接に保有している場合の他の者及び他の者による支配関係のあるものというものと考えられます。

なお、支配株主は対価株式の交付を受けた法人に限定されていないことから、支配株主間で譲渡があっても、支配株主が継続保有していることになり、当該要件を満たします。

また、支配株主が被合併法人となる適格合併を行うことが見込まれている場合には、複数回の適格合併により対価株式が順次移転することが見込まれている場合であっても、それぞれの適格合併に係る合併法人を通じて継続保有されていれば、当該要件を満たします。

(4) 最初の組織再編成における承継法人が被合併法人となる適格合併が見込まれている場合

最初の組織再編成の時から当該適格合併の直前まで対価株式の全部が支配株主により継続保有されることが見込まれていれば、当該要件を満たします。

3 本件の当てはめ

(1) 合併直前の支配株主の存在

A社は、合併の直前に被合併法人(B社)の支配株主であることから、合併により交付を受けた対価株式(C社株式)

について株式継続保有要件が課されます。

(2) 適格判定

A社は、交付を受けたC社株式を売却する見込みがある場合には、当該要件を満たしません。よって、非適格合併となります。

(3) 非適格合併に該当する場合

非適格合併に該当する場合には、B社において譲渡益課税、B社の株主においてみなし配当課税が生じます。個人株主の場合、みなし配当課税は最高税率55%となります。また、B社はみなし配当に係る源泉徴収・納付義務がありますが、源泉税相当額の金銭が対価として支払われる場合には、株主においてみなし配当に加えて株式譲渡益課税も生じ得ます。

4 代替案

上記より、貴社がこの合併を実行することは再考を要します。

代替案としては、B社とC社との間で、C社を株式交換完全親法人、B社を株式交換完全子法人とする非適格株式交換^(注)を行ってC社がB社を完全子法人化した後に、親子合併をする手法が考えられます。非適格株式交換の場合には、株式交換完全子法人の株主のみなし配当問題を回避することが可能となります。

(注) 共同事業を行うための株式交換の適格要件の1つである株式継続保有要件を満たさないため、非適格株式交換となります。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 International Tax and M&A パートナー 西村美智子》